

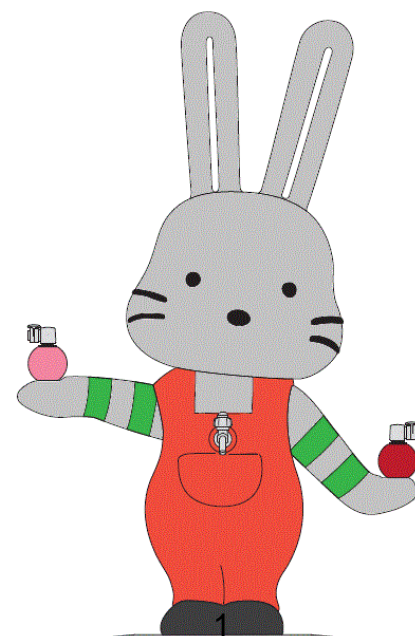
# 令和元年度 指定給水装置工事事業者 講習会

日時:令和2年2月27日、28日

場所:アクティブシニアセンター

アオウゼ 多目的ホール

主催:福島市水道局給水課



令和2年2月26日～27日  
令和元年度 福島市水道局  
指定給水装置工事事業者講習会

# 水道法・民法の改正について

---

福島市水道局給水課

# 1.水道法の改正について

令和元年10月1日に改正水道法が施行された。  
主な改正点は。

- ①関係者の責務の明確化
- ②広域連携の推進
- ③適切な資産管理の推進
- ④官民連携の推進
- ⑤指定給水装置工事事業者制度の改善

# 1.水道法の改正について

## ⑤指定給水装置工事事業者制度の改善

○指定の更新制度が導入

○指定の有効期間が無期限から5年になった。

○これに伴い福島市水道条例も改正した。

# 1.水道法の改正について

- 政令により経過措置が設けられた。
- 指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が違ふ。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	対象事業者数
H10.4.1～H11.3.31	R2.9.29	74
H11.4.1～H15.3.31	R3.9.29	47
H15.4.1～H19.3.31	R4.9.29	21
H19.4.1～H25.3.31	R5.9.29	40
H25.4.1～R1.9.30	R6.9.29	58

# 1.水道法の改正について

○有効期間が令和2年9月29日までの事業者については4月1日以降に案内を郵送します。

○ **【注意】** 郵便の不着や未更新の方への再通知は行いません。

# 1.水道法の改正について

## 福島市水道条例を改正

○水道法が改正されたことに伴う条例改正。

○令和2年4月1日施行

○指定手数料

(現行)5,000円 → 10,000円

○指定更新手数料

10,000円

# 1.水道法の改正について

指定更新の要件は、新規指定に準拠（法25条の2）

○給水装置工事主任技術者の選任

○給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

○水道法第25条の3に規定された欠格要件に該当しないもの  
（法令25条の3及び省令第20条に準拠）

○指定更新手数料

10,000円



# 1.水道法の改正について

## 指定更新時に4項目の確認を行います

(法25条の8及び省令36条に基づいた事業の基準及び運営基準)

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

## 2.民法の改正について

○民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されます。

○定型取引に関する規定が新設された。

○水道供給契約の条件を定めた供給規定（水道条例）が該当する。

○具体的には加入金の徴収、手数料の徴収が定型約款の規定が適用される。

## 2.民法の改正について

- 給水装置工事施行承認申込書を一部変更
- 『加入金及び手数料については、福島市水道条例第35条及び第36条の規定に合意します。』を追加

（様式第1号）（第9条関係）				
<p>給水装置工事施行承認申込書</p> <p>福島市水道事業管理者 様</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>福島市水道条例第7条の規定により給水装置工事の申込みをします。  <u>加入金及び手数料については、福島市水道条例第35条及び第36条の規定に合意します。</u>            国県市道及びこれに準ずる道路に埋設される給水装置の維持管理を市に委任します。</p> <p>申込者 住所 〒</p> <p>(所有者・委任者)</p> <p>フリガナ 氏名</p>				
<p>受付番号</p> <p>承認印</p>				
申込者の誓約	この給水装置において出水不良・漏水・止水栓不明等が生じた場合は、私の責任において改善工事を行います。			
委任	申込者(所有者・委任者)は、下記指定給水装置工事事業者(受任者)に対し、給水装置工事に係る次の権限を委任します。 <input checked="" type="checkbox"/> 給水装置工事の申込等及び施行並びに水道局に納入すべき手数料、加入金に関する一切のこと。			
承諾書	この給水装置工事において申込者の使用を承諾いたします。また、所有者に変更が生じた場合、その継続、給水装置の権利			
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">           土地・家屋・分岐 令和 年 月 日 住所 氏名         </td> <td style="width: 50%;">           土地・家屋・分岐 令和 年 月 日 住所 氏名         </td> </tr> <tr> <td>土地・家屋・分岐 令和 年 月 日</td> <td>土地・家屋・分岐 令和 年 月 日</td> </tr> </table>	土地・家屋・分岐 令和 年 月 日 住所 氏名	土地・家屋・分岐 令和 年 月 日 住所 氏名	土地・家屋・分岐 令和 年 月 日
土地・家屋・分岐 令和 年 月 日 住所 氏名	土地・家屋・分岐 令和 年 月 日 住所 氏名			
土地・家屋・分岐 令和 年 月 日	土地・家屋・分岐 令和 年 月 日			

ご清聴ありがとうございました。



福島市水道局キャラクター「ピッチャん」